

令和8年度 茨木市予防接種一覧表

令和8年8月1日現在

- 1 予防接種についての知識と理解を深めていただくために、説明書「予防接種と子どもの健康」や、予防接種予診票綴の注意事項をよく読んでから受けてください。接種を受ける際は、母子健康手帳と予診票をお持ちください。
- 2 予防接種の種類や接種方法は、今後の制度改正により変わることがあります。最新の情報は、茨木市のホームページで確認してください。

ページIDから探す

ID : 62497



定期（公的）接種



市 HP から ID 検索が
できます！



予防接種法に基づき、対象疾病、対象者、接種期間等が定められている予防接種です。

茨木市民が、茨木市の集団接種又は茨木市内の予防接種委託医療機関で接種を受ける場合は無料です。

定期（公的）接種の対象年齢や接種間隔等を守らなかった場合は、任意接種(有料)の扱いとなります。必ず守りましょう。

ワクチンの種類と接種方法

定期（公的）接種の種類と接種方法については、**裏面を参照**してください。

接種の場所

＜個別接種＞ 茨木市内の予防接種委託医療機関（以下「委託医療機関」）で実施します。接種の際は、直接委託医療機関へ予約してください。委託医療機関によっては、予約制の場合や、対象者を限定している場合がありますので、事前に医療機関に確認してください。

委託医療機関は、市ホームページからご確認ください。

ページIDから探す

ID : 62501



＜集団接種＞ BCGは、こども支援センターでも実施します。委託医療機関での個別接種も実施していますのでどちらかを選んでください。

茨木市の委託医療機関以外で接種を受けたい場合

62501 接種前と接種後に手続きが必要となります。他市区町村で接種を受ける際は、茨木市長から接種地の市区町村長（又は医療機関）宛ての「依頼書」が必要です。また接種後には窓口又は郵送での費用助成の申請が必要です。

※高槻市・吹田市・摂津市・豊中市・箕面市・池田市・島本町・能勢町・豊能町の委託医療機関は「依頼書」が不要です。

1 依頼書を申請する前に、接種を希望する市区町村の予防接種担当部署に、次の4点を確認してください。

- ① 「茨木市に住民登録がありますが受け入れてもらえますか？」（受け入れ不可の場合があります）
- ② 「依頼書の宛名は？」（〇〇市長様・××クリニック御中 など）
- ③ 「依頼書の提出先は医療機関か市区町村か？」（接種地の市区町村で事前手続きが必要な場合があります）
- ④ 「接種費用は有料か無料か？」（有料であった場合、茨木市から費用の一部を助成します。）

※助成金の申請方法は、依頼書の申請時にお知らせしています。

依頼書を発行せずに接種を受けた場合、費用助成はできませんので、ご注意ください。

2 茨木市に依頼書の申請をしてください。※依頼書はそれぞれのワクチン1回分につき1枚発行します。

窓口申請



こども支援センター（駅前三丁目9番45号 おにクル2F）の窓口で即日交付します。

電子申請



市ホームページからご申請ください。
依頼書は後日郵送で交付します。
到着まで10日程度かかります。
日程に余裕を持ってご申請ください。

ページIDから探す

ID : 62503



任意接種



定期接種の対象年齢外や接種時期以外に行う定期接種ワクチン、おたふくかぜ、インフルエンザなどは予防接種法の対象となっていない予防接種です。費用は自己負担になります。

接種は、保護者と医師との相談によって判断し、行われる仕組みになっています。

接種を希望する場合は、直接、医療機関に問い合わせてください。

接種時年齢の考え方について



1歳(以上・から)

誕生日の前日から

1歳に至るまで・達するまで

誕生日の前日まで

1歳未満

誕生日の前日まで

月齢の場合も考え方は同じです。

(例) 令和8年6月15日生まれの人の場合、
生後2か月から7か月に至るまでとは
→令和8年8月14日から
令和9年1月14日まで を言います。

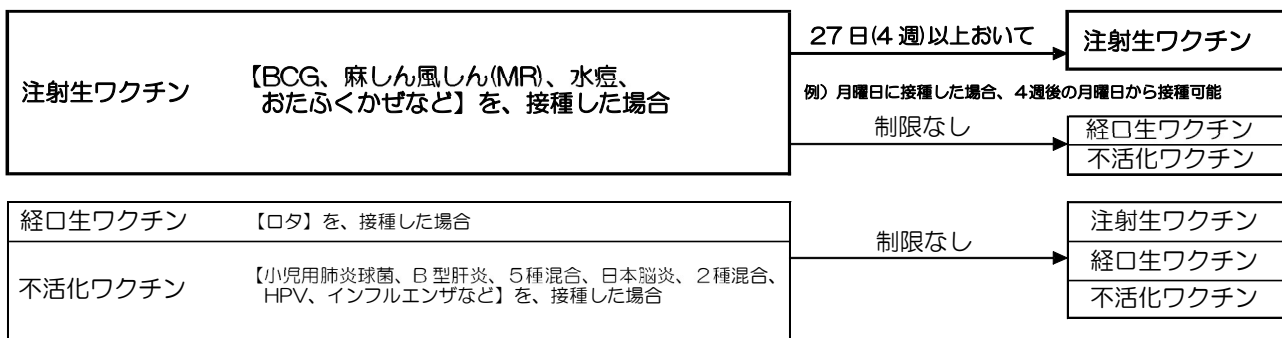


接種間隔について



安全性とその効果のため、下記の間隔をあける必要があります。

◆違う種類のワクチンを接種する場合



◆同じ種類のワクチンを接種する場合の間隔

それぞれのワクチンに定められた間隔があります。定期(公的)接種の間隔については、裏面を参照してください。

定期(公的)接種の接種間隔を守らなかった場合は、任意接種(有料)の扱いとなりますのでご注意ください。

BCG 集団接種



実施場所：茨木市立こども支援センター（おにクル2F）

令和8年度 BCG集団接種年間日程表

年	月	日	曜	受付時間・定員	年	月	日	曜	受付時間・定員
令和8年	4	10	金	13時45分	令和8年	10	2	金	13時45分
	5	15	金			11	6	金	
	7	3	金	14時45分	令和9年	1	8	金	14時45分
	8	7	金	定員100人		2	5	金	定員100人

- ・ 予約制。ご予約は実施日の前月の初日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)から、電子申請で受け付けます。市ホームページからご申請ください。
- ・ BCGの接種は、集団接種のほか、茨木市内の委託医療機関（一部）でも接種できます。市ホームページからご確認ください。

※ 上表の日程については、やむを得ず変更する場合がありますので、予めご了承ください。

※ 茨木市に暴風警報が発表された場合や感染症対策などにより、中止になることがあります。

ページIDから探す

ID: 62746



定期（公的）接種の種類と接種方法

令和8年8月1日現在

種 類		種類	定められている対象年齢	標準的な接種（開始）年齢等		接種回数		定められている接種間隔等	標準的な接種間隔	
小児用肺炎球菌（15価）（20価）		不活化ワクチン	生後2か月から60か月（5歳）に至るまで	初回	生後2か月から7か月に至るまでに開始	4回	初回	1回目	—	—
								2回目	1回目から27日（4週）以上の間隔をおいて 2歳に至るまでに （ただし、初回2回目の接種が 1歳を超えた場合 、初回3回目の接種は行わず、初回2回目から60日以上の間隔で追加を1回接種して終了）	1回目から4週以上の間隔で1歳に至るまでに
								3回目	2回目から27日（4週）以上の間隔をおいて 2歳に至るまでに	2回目から4週以上の間隔で1歳に至るまでに
				追加	生後12か月から15か月に至るまで		追加	3回目から60日以上の間隔をおいて、かつ 1歳に至った日以降で	—	
				標準の期間に接種開始できない場合	a	3回	初回	1回目	—	—
								2回目	1回目から27日（4週）以上の間隔をおいて2歳に至るまでに（2歳までに接種できなかった場合は、2回目は行わず、追加を1回接種して終了）	1回目から4週以上の間隔で1歳に至るまでに
							追加		2回目から60日以上の間隔をおいて、かつ1歳に至った日以降で	—
					b	2回	初回	1回	—	—
							追加	1回	1回目から60日以上の間隔をおいて	—
					c	1回	追加	—	—	
B型肝炎		不活化ワクチン	生後12か月に至るまで	1回目：生後2か月 2回目：生後3か月 3回目：生後7か月から8か月		3回	1回目	—	—	
							2回目	1回目から27日（4週）以上の間隔をおいて	—	
							3回目	1回目 から139日（20週）以上の間隔をおいて 1歳の誕生日の前日までに	—	
ロタ	ロタリックス ワクチンの場合	経口生ワクチン	出生6週0日後～ 出生24週0日後まで	生後2か月から 出生14週6日後までに 1回目接種を開始		2回	1回目	—	—	
			2回目				1回目から27日（4週）以上の間隔をおいて	1回目から27日（4週）以上		
	ロタテック ワクチンの場合	経口生ワクチン	出生6週0日後～ 出生32週0日後まで			※出生15週0日後以降の1回目の接種は、重積症の発症が多くなる時期を避ける観点からお勧めしません。	3回	1回目	—	—
								2回目	1回目から27日（4週）以上の間隔をおいて	1回目から27日（4週）以上
								3回目	2回目から27日（4週）以上の間隔をおいて	2回目から27日（4週）以上
5種混合（DPT-IPV-Hib） ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ・ヒブ		不活化ワクチン	生後2か月から90か月（7歳半）に至るまで	生後2か月から7か月に至るまでに開始		4回	1期	1回目	—	—
								2回目	1回目から20日（3週）以上の間隔をおいて	1回目から3～8週の間隔
								3回目	2回目から20日（3週）以上の間隔をおいて	2回目から3～8週の間隔
								追加	3回目から6か月以上の間隔をおいて	3回目から6～18か月の間隔
BCG		注射生ワクチン	生後12か月に至るまで	生後5か月から8か月に至るまで		1回		1歳の誕生日の前日までに	—	
麻しん風しん混合（MR） （※通常対象者）		注射生ワクチン	1期	生後12か月から24か月（2歳）に至るまで	1歳になったらなるべく早く		2回	1期	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日までに	—
			2期	※小学校就学前の一年間で5歳以上7歳未満				令和8年度の対象者 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	2期	令和8年度の接種期間： 令和8年4月1日～令和9年3月31日

種 類	種類	定められている対象年齢		標準的な接種（開始）年齢等		接種回数			定められている接種間隔等	標準的な接種間隔
水痘 (みずぼうそう)	注射生ワクチン	生後12か月から36か月(3歳)に至るまで		生後12か月から15か月に達するまでに開始		2回	1回目		—	—
							2回目		1回目から3か月以上の間隔をおいて	1回目から6～12か月の間隔
日本脳炎 (※通常対象者)	不活化ワクチン	1期	生後6か月から90か月(7歳半)に至るまで	初回	3歳から4歳に至るまで	4回	1期	初回	—	—
								2回目	1回目から6日(1週)以上の間隔をおいて	1回目から1～4週の間隔
		2期	9歳以上13歳未満	追加	4歳から5歳に至るまで		追加	2回目から6か月以上の間隔をおいて	2回目から概ね1年の間隔	
				9歳から10歳に至るまで			2期	9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日までに	—	
2種混合(DT) ジフテリア・破傷風	不活化ワクチン	11歳以上13歳未満		11歳から12歳に至るまで		1回	2期		11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日までに	—
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん予防)HPVワクチン 9価(シルガード9)(※)	不活化ワクチン	12歳となる日の属する年度内(小6)の女子から16歳となる日の属する年度内(高1相当)の女子 ※原則3回とも同じワクチンを接種		中学1年生の女子	15歳に至った日から開始した場合	3回	1回目		—	—
							2回目		1回目から1か月以上の間隔をおいて	1回目から2か月後
							3回目		2回目から3か月以上の間隔をおいて	1回目から6か月後
					15歳に至るまでに開始した場合	2回	1回目		—	—
							2回目		1回目から5か月以上の間隔をおいて ※5か月未満の場合は3回接種	1回目から6か月後
RSウイルス (母子免疫) (アブリスボ)	不活化ワクチン	妊娠28週から37週に至る(36週6日)まで		—		1回		妊娠28週から37週に至る(36週6日)まで		—

※麻しん風しん混合ワクチン(MR)、日本脳炎について

通常対象者以外の人でも、定期接種の対象になる場合があります。

※ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん予防)HPVワクチンについて

令和8年4月1日から2価及び4価HPVワクチンは、定期接種で用いるワクチンから除かれ、9価HPVワクチンのみが定期接種に用いるワクチンとなります。

過去に2価又は4価HPVワクチンを接種した方は、9価HPVワクチンに切り替えて定期接種を実施してください。

詳細は茨木市のホームページをご覧ください。茨木市立こども支援センターにお問い合わせください。

茨木市 こども 予防接種

検索





接種の際は「母子健康手帳」を忘れずに！

「母子健康手帳」には、接種したワクチン名、接種日、ロットNo.及び接種医療機関等の大切な情報が記録されます。「母子健康手帳」を携帯せずに接種を受けると、接種記録が漏れてしまい、その後の接種に支障をきたす場合があります。そのため、「母子健康手帳」を忘れた場合には、接種しない方針をとっている医療機関もあります。「母子健康手帳」の記録は、予防接種の公的な証明になるため、お子さんが大きくなられても大切に保管してください。また近年、学校に入学する際や海外渡航の際に、接種証明の提出を求められる場合もあります。



問合せ先 

茨木市 こども育成部 子育て支援課（おにクル2F 茨木市立こども支援センター内）
〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号 TEL072-624-9301

月～金曜日 9時00分から16時30分まで ※令和8年10月1日から窓口受付時間に変更となっております
〔第2・4月曜日（祝日・振替休日と重なった場合は翌火曜日）、祝日、年末年始を除く〕